

# 西桂町太陽光発電施設に関する景観形成基準

(趣旨)

第1条 この景観形成基準は、西桂町景観条例（平成25年9月27日西桂町条例第22号。以下「条例」という。）及び西桂町景観計画（以下「景観計画」という。）において、太陽光発電施設の建築等又は建設等の行為についての基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換するための設備及びその附属施設等をいう。

2 この基準において、「景観形成拠点」とは、別表によるものをいう。

3 この基準において、「主要な道路等」とは、別表によるものをいう。

4 この基準において、「主要な眺望点」とは、別表によるものをいう。

5 前項に掲げるもののほか、この基準における用語の定義は、景観法（平成16年法律第110号）及び条例の例による。

(富士山麓地域景観形成共通基準)

第3条 建築物に設置する太陽光発電施設の基準については、次のとおりとする。

一 世界文化遺産構成資産周辺への設置は避ける。

二 太陽光電池モジュールの色彩は、周囲や建築物等と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。

三 太陽光電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。

四 勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を越えないものとし、屋根と一体化させる。

五 陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くする。又はルーバー等により修景を施し建築物と一体化させる。

六 外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。

七 太陽光電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等とする。素材は低反射のものを使用する。

八 壁面の配管類、屋外用パワーコンディショナー等の附属設備は、建築物と一体化する又は周囲から見えない位置に設置する。色彩についてはモジュールやフレームと同等のものとする。

九 景観形成拠点に係る箇所にやむを得ず設置する場合には、それらに影響を及ぼさないよう、特に景観に配慮すること。

- 2 建築物以外に設置する太陽光発電施設の基準については、次のとおりとする。
- 一 世界文化遺産構成資産周辺への設置は避ける。
  - 二 太陽光電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
  - 三 太陽光電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。
  - 四 太陽光電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとする。素材は、低反射のものを使用する。
  - 五 パワーコンディショナー、分電盤等の附属設備の色彩は、モジュール部分と同等のものとする。
  - 六 歩行者及び周辺の景観への影響のある場合においては、植栽やフェンス等で目隠しを行い、望見できないように配慮する。
  - 七 主要な道路等からは、植栽やフェンス等で目隠しを行い、望見できないように配慮するとともに、富士山等への景観を阻害しないようにする。
  - 八 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さない若しくは土地形状に違和感をあたえない等、特に景観に配慮すること。
  - 九 主要な眺望点から視認できる場合には、周辺景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるよう色彩、植栽及び配置等の工夫をするとともに、富士山等への景観を阻害しないようにする。
  - 十 自然環境豊かな箇所においては、太陽光発電設備以外の敷地においても、植栽等を施すこと。
  - 十一 景観形成拠点の周辺にやむを得ず設置する場合には、それらに影響を及ぼさないよう、特に景観に配慮すること。また、それらの箇所については、電線類地中化を施すこと。
  - 十二 他の市町村の景観形成拠点、主要な道路及び主要な眺望点から望見できる場合には、この基準と同様の措置を講じるものとする。

(西桂町景観形成基準)

第4条 前2条に掲げるもののほか、次の基準も満たすこと。

- 一 電線類地中化事業のある近傍に設置する場合については、事業地内も電線類地中化を施すこと。
- 二 建築物以外に設置する太陽光発電施設については、施設の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。
- 三 建築物以外に設置する太陽光発電施設については、尾根線上、丘陵地又は高台での設置は、原則避ける。
- 四 建築物以外に設置する太陽光発電施設については、敷地境界からできるだけ後退する。

(別表)

|        |   |
|--------|---|
| 景観形成拠点 | <ul style="list-style-type: none"><li>・宝養寺</li><li>・白山神社</li><li>・厄神社</li><li>・高尾神社</li><li>・長得院</li><li>・諏訪八幡神社</li><li>・浅間神社</li><li>・一乗寺</li><li>・福善寺</li><li>・仏眼寺及び浅間諏訪神社</li><li>・山祇神社</li><li>・ダルマ石</li><li>・富士見散策道</li><li>・柿園大門桜並木</li><li>・三ツ峠さくら公園</li><li>・憩いの森公園</li><li>・桂川公園</li><li>・桂コミュニティー</li><li>・三ツ峠グリーンセンター</li><li>・三ツ峠駅</li></ul> |
| 主要な道路等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・一般県道 富士吉田西桂線</li><li>・一般国道 139号</li><li>・中央自動車道</li><li>・富士急行線</li></ul>   |
| 主要な眺望点 | <ul style="list-style-type: none"><li>・倉見山山頂</li><li>・さすの平</li><li>・三ツ峠山頂</li><li>・小沼郷土地区及び下暮地尾尻地区の田園地帯</li></ul>   |